

川崎町支倉常長隊に係る「入隊条件」及び「心得」

〔入隊条件〕

- みやぎ川崎慶長遣欧使節団 支倉常長隊（以下「隊」）の入隊にあたる条件は、次のとおりとします。
 - (1) 川崎町職員若しくは川崎町民又は川崎町に勤務する者のほかに当町にゆかりのある民間人で、隊運営に賛同し気概ある 20 歳から 40 歳までの者
 - (2) または、川崎町職員又は川崎町観光協会（事務局職員も含む。）から特に推薦された者

〔隊員心得〕

- 隊員は、次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 川崎町職員が隊員となった場合は、辞令を受けた職務に支障を来さないこと。
 - (2) 隊の活動は、もっぱら土、日又は祝日が多いため、業務や体調の管理を怠らないこと。
 - (3) 隊の活動における肖像権又は著作権その他法的な隊員個人の権利は主張しないこと。
 - (4) 隊の運営上、各隊員の素性は原則公にしないこと。
 - (5) 隊の活動において、隊のイメージを損なう行動は慎むこと。
 - (6) 隊の運営にあたっては、公私混同しないこと。
 - (7) 隊の組織内の融和と協調を保つこと。
 - (8) 隊の P R や発展的な活動等は、隊員と隊事務局が協働しながら実施すること。